

一般ガス個別約款

(家庭用コージェネレーションシステム契約)

令和元年10月1日

丹後瓦斯株式会社

目次

1	目的	1
2	個別約款の変更	1
3	用語の定義	1
4	適用条件	2
5	契約の成立	2
6	使用量の算定	3
7	料金	3
8	単位料金の調整	3
9	精算について	4
10	設置確認について	4
11	その他	4
	付則	5
	別表1 早収料金の算定方法	5
	別表2 料金表	6

1. 目的

この個別約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ丹後瓦斯株式会社（以下「当社」といいます）の製造供給施設の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 個別約款の変更

当社は、この個別約款を変更することがあります。

この場合において、使用者との需要契約の内容は、変更後の個別約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) この個別約款において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステム ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (3) 専用住宅 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 併用住宅 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 夏期 4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月検針分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）の8か月間をいいます。
- (6) 冬期 12月検針分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月検針分（2月検針日からの翌日から3月検針日まで）の4か月間をいいます。
- (7) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 基本料金（税込）、基準単位数料金（税込）基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (9) 基本料金（税抜）、基準単位数料金（税抜）基本料金及び基準単位数料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (10) 単位数料金第8条に定める基準単位数料金（税抜）または調整単位数料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または1 需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款及び他の個別約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客様または一般ガス小売約款の規定により本体料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が1 5 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客様がこの個別約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が0. 5 kW 以上3 kW 未満であること。

5. 契約の成立

- (1) お客様は、この個別約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の一般ガス小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ②当社との他の契約の解約と同時に、この個別約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この個別約款及び他の個別約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に一般ガス小売約款にもとづく契約（以下、「一般契約」といいます。）を締結された方が、同一需要場所でこの個別約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの個別約款の契約期間満了前にこの個別約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による他の個別約款への変更の場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様がこの個別約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含まれます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この個別約款への申込みを承諾できないことがあります。
- (6) お客様は、同一需要場所でこの個別約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金の算定

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸します。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定（この計算結果に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）いたします。この場合において、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（2）のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} \\ & = \text{基準単位料金（税抜）} + 0.083 \text{円} \times \frac{\text{原料価格変動額}}{100 \text{円}} \end{aligned}$$

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} \\ & = \text{基準単位料金（税抜）} - 0.083 \text{円} \times \frac{\text{原料価格変動額}}{100 \text{円}} \end{aligned}$$

- (2) 前項に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

- ①基準平均原料価格（トン当たり）

82,440円

- ②平均原料価格（トン当たり）

別表1（2）に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を

四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9430 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0648 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 精算について

4. の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める遅取料金に消費税等相当額を加えたものと既に料金としてお支払いただいた金額との差額を精算することができます。

10. 設置確認について

(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの個別約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの個別約款にもとづく契約を解約し解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この個別約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

11. その他

この個別約款に定めるもののほか必要な事項は、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

- 1 本個別約款は、令和元年10月1日から実施いたします。
但し、令和元年10月1日以前から継続して供給しているお客さまに対するガス料金については、令和元年10月中の定例検針までは旧税率を適用いたします。

別表1 早収料金の算定方法

- (1) 本体料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第8条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月末日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - オ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - カ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - キ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ク 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ケ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の本体料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別表2 料金表

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメータ1個につき	7,124.07円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------	------------------------------

(2) 基準単位料金

	夏 期	冬 期
1立方メートル につき	148.97円 (消費税等相当額を含みます。)	159.97円 (消費税等相当額を含みます。)

「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金(税抜)をもとに第8条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。